

佐倉市と東京情報大学との連携協力に関する包括協定書

佐倉市と東京情報大学は、両者が連携し、豊かな自然と文化をもつ地域の保全と、人々のつながりによる地域の活性化を推進するために、次のとおり連携協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、佐倉市と東京情報大学が、情報、環境、生涯学習、地域活性化等の分野で相互のもつ資源やネットワーク等を活用し、連携することにより、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 佐倉市と東京情報大学は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 情報の活用に関する事項
- (2) 環境保全に関する事項
- (3) 生涯学習及び人材の育成に関する事項
- (4) 地域活性化に関する事項
- (5) その他両者が協議し必要と認める事項

（協議）

第3条 本協定による事業を円滑に推進するため、佐倉市と東京情報大学はそれぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、連絡会議を設置し、原則年1回の定期的な対話の場を設定するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、期間満了60日前までに佐倉市又は東京情報大学から特段の申出がない限り、期間満了の日から3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各々1通を保管する。

平成27年1月26日

佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市

佐倉市長



千葉市若葉区御成台4丁目1番地
東京情報大学

学 長

